労働者を採用する際には「労働条件」の書面交付等による明示が必要です！

■労働基準法では、労働契約を締結する際に、労働者に労働条件の明示義務があります。
■労働条件通知書によって明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができます

労働条件の明示は原則、書面交付です。

明示方法は？

なお、労働者が希望した場合は、FAX・メール・SNSメッセージでも可能です！

◎印刷や保存ができるように添付ファイルで送りましょう。

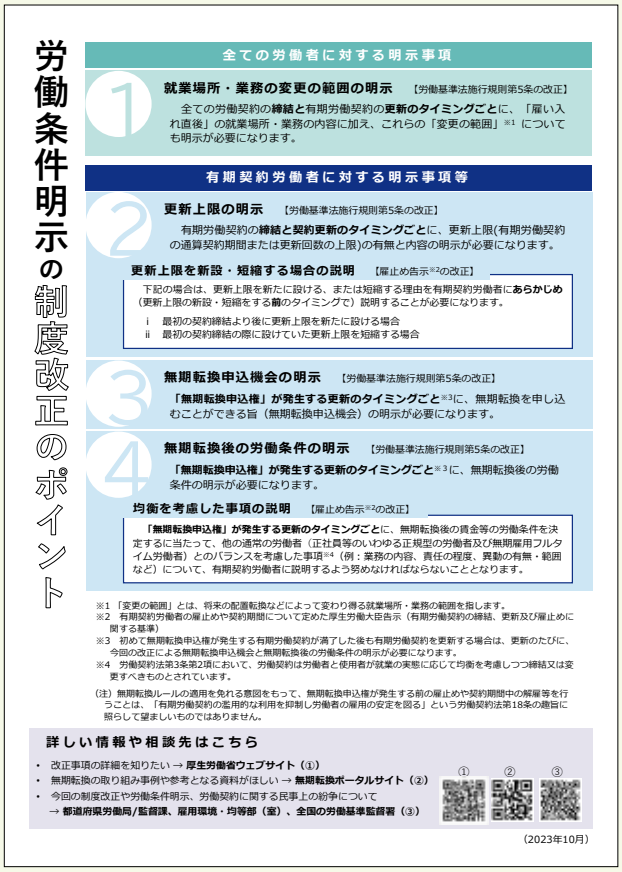

★モデル労働条件通知をご活用ください！

厚労省HPより職種別のモデル書面をダウンロードできます。
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/

※ご不明な点は、お近くの労働基準監督署へご相談ください。